

# 令和8年度 労働安全コンサルタント業務委託仕様書

京都市における労働安全コンサルタント業務（労働安全衛生法第81条に規定する業務をいう。以下同じ。）に係る委託仕様書を以下のとおり定める。

## 1 総則

- (1) 労働安全コンサルタント業務の受託者（以下「受託者」という。）は、専門的な見地から、本市の事業場の安全管理についての診断及び指導を行うほか、公務災害の発生状況の分析や安全対策に関する総合的な提言を行うことにより、類似災害の防止を図るなど、安全衛生水準のより一層の向上に努めること。
- (2) 受託者は、京都市契約事務規則並びに労働安全衛生法及び京都市職員安全衛生規則等関係法令を遵守するとともに、本業務を本仕様書に基づき、誠実に実施すること。
- (3) 受託者は、本業務を遂行するに当たって、労働基準法等の関係法令を遵守すること。

## 2 業務内容

- (1) 本市が指定した事業所等の現場作業の巡視、及び作業に使用する機材や化学物質等の保管・管理状況の確認による安全診断及び安全診断実施結果報告書の作成業務
- (2) 安全教育及び安全指導
- (3) 安全衛生委員会への参加
- (4) その他労働安全コンサルタント業務に関連して本市が必要と判断する事項

## 3 本市労働安全コンサルタントとして備えておくべき要件

- (1) 労働安全対策及び労働安全衛生関係法令などについての最新の知識を有していること。
- (2) 労働災害などについての処置の指示や対処の指導など、安全衛生に関する突発的な問題にも即座に対応ができるように、事務所が京都市内に所在すること。
- (3) 本市職員の心身の健康を保持増進させるという重要な責務を自覚すること。
- (4) 本市の例規及び組織等を理解し、本市との協力体制の下に業務を遂行すること。
- (5) あらゆる状況において中立であり、公正であること。

## 4 契約条件

### (1) 労働安全コンサルタントが委託業務に従事すべき日程及び場所

事業所等巡視、 安全教育及び 安全指導	<p>本市事業所等の巡視、安全教育及び安全診断は以下の日程で行うこととする。</p> <p><b>【巡視日程】</b></p> <p>8月～11月 別表に定める事業所のうち、環境政策局2箇所、建設局2箇所</p> <p>※ <u>巡視時期・巡視箇所については、変更する場合がある。</u></p> <p><b>【安全教育及び安全指導日程】</b></p> <p>12月～翌年2月 巡視を実施した環境政策局、建設局の各事業所にて実施する。</p> <p>※ <u>安全教育及び安全診断の時期・場所については、変更する場合がある。</u></p>
---------------------------	---

### (2) 情報提供

業務遂行のため、必要な情報を本市から受託者及び選任された労働安全コンサルタントに対して提供する。

### (3) 結果報告

受託者は、安全診断実施後、安全診断実施結果報告書を本市に提出するものとする。

### (4) 違約金等

受託者は、自己の責に基づく理由により委託業務等を中止し、又は中断するときは、違約金として、業務を行わなかった日1日につき委託金額の1,000分の1に相当する金額を本市に納付すること。ただし、既に一部の委託業務等を履行している時は、その部分に相当する金額を控除して算出した額とする。

### (5) 免責事項

天災その他の不可抗力等の事由により受託者の契約履行が不能又は困難となった場合、本市が被る損害について、受託者はその責任を負わないものとする。

### (6) 委託料

本市が結果報告の内容を検査し、委託事項の完了を確認後、受託者からの請求があり、結果報告の報告内容と請求書の内容とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

### (7) その他条件

その他不明な点等については、本市の指示に従うこと。

巡視、安全教育及び安全指導を行う事業所

局名	事業所名	予定件数
環境政策局	まち美化事務所（東部、山科、南部、西部、西京、伏見） クリーンセンター（北部、南部、東北部） 生活環境美化センター、埋立事業管理事務所	2件
建設局	土木みどり事務所（北部、左京、東部、南部、西部、京北・左京山間部、西京、伏見）	2件
	合計	4件

【注意事項】

- ① 上記以外の事業所で、労働安全コンサルタント業務を行うことがある。
- ② 実施件数について請求すること。